

農山漁村女性活躍表彰開催要領

1 目的

農林水産業に従事する女性は、農山漁村を支え、農山漁村生活の充実と6次産業化をはじめとした地域経済の活性化に重要な役割を果たしており、その能力が一層発揮されるよう支援していくことが必要である。

また、女性の役割の重要性が高まっている中、地域社会や農林水産業経営や政策・方針決定過程への女性の参画状況、関係組織への登用状況は、いまだ十分でないことから、さらなる参画の拡大を促進するとともに、女性農林水産業経営者の能力を最大限に活かし活躍してもらえるよう環境を整備し、次世代リーダーとして農山漁村を引っ張る女性を増やしていくことを通じ、農林水産業の発展を図ることが必要である。

このため、農林水産業及び農山漁村の活性化や農林水産業経営や政策・方針決定への女性の参画推進、次世代リーダーとなりうる若手女性の農林水産業への参入など女性活躍推進のために積極的に活動している個人又は団体を表彰することにより、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりの推進に資するものとする。

2 主催団体等

主催：農山漁村男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）

特別協賛：（公財）イオンワンパーセントクラブ

後援：農林水産省、全国森林組合連合会、全国漁業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会

協力：全国酪農青年女性会議

3 開催期日等

協議会会長は、毎年度別に定めるところにより、募集、表彰審査会及び表彰式を開催する。

4 表彰

(1) 種類

最優秀賞（農林水産大臣の賞状（女性地域社会参画部門、女性起業・新規事業開拓部門、家族経営女性参画部門、女性活躍法人部門、女性登用・組織参画部門、若手女性チャレンジ部門、各部門1点合計6点））

優秀賞（農林水産省経営局長（女性地域社会参画部門、女性起業・新規事業開拓部門、家族経営女性参画部門、女性活躍法人部門、女性登用・組織参画部門、若手女性チャレンジ部門、各部門1点合計6点）、林野庁長官（1点）、水産庁長官（1点）

優良賞（全国森林組合連合会長（1点）、全国漁業協同組合連合会長（1点）、全国農業協同組合中央会長（1点）、農山漁村男女共同参画推進協議会長（各部門1点））

(2) 副賞

副賞を授与することが出来るものとする。

5 参加個人又は団体の資格

次の参加部門のテーマに沿って積極的に活動している個人又は団体。

また、（1）から（6）のいずれかに応募するものとし、同じ内容のものを各部門と重複して応募することはできないものとする。

(1) 女性地域社会参画部門

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期に渡り積極的に実施している取組。

- ・個人・グループの活動を通じて、地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消等、地域の活性化に資する活動
- ・小学校等での農作業体験や伝統料理教室等による食農教育活動
- ・その他、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動

募集対象は、女性の個人又は農林水産業に従事している女性が構成員（臨時雇用者を含む。以下同じ。）の概ね半数以上の団体。

(2) 女性起業・新規事業開拓部門

農山漁村の女性が中心となり、女性ならではのアイディア等に基づき地域資源を活用した起業活動や女性が農業経営に積極的に

参画し、女性ならではのアイディア等に基づき新規事業・部門を設立し概ね5年以内に経営上の成果を上げている取組。

募集対象は、女性の個人又は農林水産業に従事している女性が構成員の概ね半数以上の法人もしくは役員の概ね3割以上が女性の法人。

(3) 家族経営女性参画部門

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境を整備し、農業経営の改善を図るとともに、生活面においても役割分担を明確にし女性が活躍できる環境を整備し、女性が積極的に経営に参画している概ね5年以内の取組。

募集対象は、家族経営協定を締結している個人又は夫婦。

(4) 女性活躍法人部門

女性を積極的に雇用し、キャリア形成・能力開発に関する取組みや育児・介護などに関する就業規則等を整備し、女性が働きやすい環境整備に取り組むとともに経営方針等に女性が参画し、実践している概ね5年以内の農林水産業を営む法人の取組。

募集対象は、女性自らが経営者となり活躍している法人又は女性役員・従業員が活躍できる環境を整備している法人。

(5) 女性登用・組織参画部門

募集対象は、政策・方針決定過程への参画を推進するため、積極的に役員等への女性登用に取り組み、実績を有している農業協同組合、JA女性組織協議会、農業委員会（農地利用最適化推進委員への登用を含む。）、漁業協同組合、森林組合、共済組合等及び都道府県、市町村、女性組織（生活研究グループ、JA女性部、女性農業委員の組織 等）等の概ね5年以内の取組。

(6) 若手女性チャレンジ部門

募集対象は、農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための活動等を積極的に実施し、かつ、今後地域の農林漁業の発展を担い、リードすることが期待される概ね45歳未満の女性（以下「若手女性」という。）が以下の活動等を実施する概ね5年以内の取組。

なお、団体にあっては、役員等に若手女性が含まれており、かつ、構成員に複数の女性が含まれているものとする。

- ・他産業で培った知識や経験を活かして取り組む起業や地域活動
- ・農林水産業の担い手や女性の起業を支援する活動
- ・これまで女性が携わることの少ない、あるいはなかった経営技術等の習得などによる積極的な経営参画・起業活動
- ・その他起業、地域活性化に向けて取り組む諸活動

6 推薦の手続きとその内容

(1) 都道府県、市町村（都道府県経由で推薦。以下同じ。）及び全国もしくは都道府県の農林水産関係団体（農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、農業会議等。以下「都道府県農林水産関係団体」という。）は、各部門のテーマに即し、次の要件を参考に優秀と認められる個人又は団体を推薦する。

① 活動内容

ア 活動内容が、農林漁業・農山漁村生活の充実と開発を目指すものであり、また、農山漁村における男女共同参画の推進のため、具体的な課題や目標をもって活動し、その実績が顕著であること。

イ 実践されている課題や目標に関する技術が科学性、創造性、普遍性をもつものであること。

② 運営

活動が安定的に経過しており、かつ、その活動の成果が現れていること。

③ 波及効果・その他の効果

活動が継続的になされ、農林水産業及び地域の振興に寄与し、地域の先進的役割を果たし、かつ、波及効果を示す活動をしていること。

④ 今後の発展

活動の推移・現状から、今後もその活動が発展しうる可能性があること。

(2) 推薦点数と推薦関係書類

都道府県、市町村及び全国もしくは都道府県農林水産関係団体

の代表者は、おおむね 1～3 点について、別に定める実施要領に記載の推薦関係書類を添えて協議会会長に提出する。

7 審査

協議会会長は、最優秀賞、優秀賞、優良賞の候補となる個人又は団体を決定するため、農林漁業・農山漁村における女性の活動、経営・地域経済に知見を有する学識経験者等を審査会委員に依頼し、審査会を開催する。

審査会においては、推薦のあった個人又は団体について別に定める審査基準により書類審査を行い、個人又は団体活動の模範として実績顕著なものに順位をつけて選出する。必要があれば、現地調査を行うことができるものとする。

8 賞状の交付

協議会会長は、最優秀賞、優秀賞の候補を同要領の 6 の（2）に定める推薦関係書類及び審査会の推薦理由書を付し、農林水産省に対し賞状の交付を申請するとともに優良賞に対しては全国森林組合連合会長、全国漁業協同組合連合会長、全国農業協同組合中央会長及び協議会会長から賞状を交付する。

9 その他

この開催要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議会会長が別に定める。